

規制改革会議
重点事項推進委員会
配布資料

平成19年11月13日
法務省

適法な在留外国人の台帳制度の整備に関する要請書

平成19年11月8日

外国人登録事務協議会全国連合会

要　　請　　書

法務省におかれましては、平素から全国連合会にご支援とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、外国人登録制度については、現在、政府を挙げた見直しの検討が進められています。この検討に関連して、「規制改革推進のための3か年計画」(平成19年6月22日閣議決定)において、「現行の外国人登録制度は(中略)市町村が外国人についても住民として正確な情報を保有して、その居住関係を把握する法的根拠を整備する観点から、住民基本台帳制度も参考とし、適法な在留外国人の台帳制度へと改編する」とされているものと承知しております。

私もメンバーとして参画しております出入国管理政策懇談会在留管理専門部会において取りまとめた中間報告「新たな在留管理制度に関する検討状況」においても、「適法な在留外国人の台帳制度を整備する必要性」を指摘したところです。

また、本年9月に法務省入国管理局において開催された「外国人登録事務市区町村代表者会議」においては、本来在留外国人の公正な管理に資することを目的とする現行の外国人登録制度が、事実上市区町村における行政サービス提供の基礎として使われていることに起因する問題点等について有益な意見交換がなされ、上記閣議決定の示す「適法な在留外国人の台帳制度」の意義が改めて確認されたものと理解しております。

このようなことから、この問題に関し、「外国人の在留管理に関するワーキングチームの検討結果について」(平成19年7月3日犯罪対策閣僚会議)において、「内閣官房の調整の下、新たに総務省及び法務省その他関係省庁による検討の場において具体的な検討を行うこと」が提唱されているにもかかわらず、その「具体的な検討」が国においてどのように進められているのかが全く見えてきません。特別永住者の扱いも含めて適法な在留外国人の台帳制度が国において適切に整備されるのか懸念されるところです。

以上の点を踏まえ、適法な在留外国人の台帳制度の整備に関し、多くの市区町村と広範に意見交換を行い、別記事項について要請いたします。

平成19年11月8日

法　　務　　大　　臣
鳩　　山　　邦　　夫　　様

外国人登録事務協議会全国連合会
会長　武井雅昭

記

地方自治法第13条の2は「市町村は、別に法律の定めるところにより、その住民につき、住民たる地位に関する正確な記録を常に整備しておかなければならない。」と規定しているところ、日本人住民については、住民の利便の向上を増進することなどを目的とした住民基本台帳法が存在する。一方、外国人住民については、在留外国人の公正な管理に資することを目的とする外国人登録制度が、市区町村における行政サービスの基礎として使われている実態がある。

このことから、「規制改革推進のための3か年計画」においては、「現行の外国人登録制度は（中略）市町村が外国人についても住民として正確な情報を保有して、その居住関係を把握する法的根拠を整備する観点から、住民基本台帳制度も参考とし、適法な在留外国人の台帳制度へと改編する。」とされている。

市区町村にとり、住民に関する正確な記録を常に整備することは住民行政の基礎であり、住民サービスを通じて住民の利便の増進を図る上で欠かせないものである。また、住民に関する記録は正確かつ全国統一的に整備される必要がある。

これらのことばは外国人住民についてもいささかも変わることろがない。

そこで、

- 1 法務省は、地方自治法及び住民行政については所管外と承知しているが、住民基本台帳制度を参考とした適法な在留外国人の台帳制度が国において全国統一的に整備されるよう、内閣官房、内閣府、総務省その他関係省庁に対し、適切に働きかけられたい。
- 2 また、法務省は、適法な在留外国人の台帳制度の整備に関し、内閣官房、内閣府、総務省その他関係省庁との間で行われている検討状況について、市区町村に対し適時適切に説明されたい。

以上